

【対比表・ひな型】標準仕様書(帳票).05\_収納管理

利用区分			No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	機能No.	統一根拠となる様式	根拠法令	第3回WT論点
内/外	大分類	小分類							
内部	作業帳票	対象者リスト	1	未納者リスト	指定した納期までに納付していない納税義務者のリスト	1.1. 賦課・収納情報管理			
内部	作業帳票	対象者リスト	2	特徴年度更正リスト	年度を指定し、特徴の更正のあったもののリスト	1.1. 賦課・収納情報管理			
内部	作業帳票	エラーリスト	3	更正チェックエラーリスト	論理エラーが発生した更正データのリスト	1.1. 賦課・収納情報管理			
内部	決議書・決裁資料	—	4	徴収金内訳表	特定の納税義務者の、各税目の課税額、収納額、滞納額等の内訳	2.1. 入金・消込処理			
内部	作業帳票	集計表	5	収入集計表	消込前に確認するために、収入の詳細(本税、延滞金、督促手数料等)を記載した集計表	2.1. 入金・消込処理			*No.138は「消込前のデータ」が載るようには読み取れないので、統合はしないでください。(K市) 【提案】本帳票は、消込前の収入金額の詳細の集計表という認識であり、No.138「日計表」とは用途が異なるように見受けられることから、統合しないこととする。
内部	作業帳票	集計表	6	年金特徴徴収集計表	年金保険者からの回付情報による特徴徴収機関・年金保険者毎での徴収金額の集計表	2.1. 入金・消込処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	8	収納簿	当該年度の収入の全リスト	2.1. 入金・消込処理			・決算処理の確認のために全収納の一覧を出力する団体は多くはないでしょうか。不要またはEUCのみでよいと考えます。体裁として必要とご意見もありますが、この標準化が削減の機会ではないでしょうか。(A市) ・体裁が必要とする自治体においても、紙ベースでの保存をしないと記載していることから、指摘のとおり、再度要否検討をいただく。 【確認】必要とする団体において、EUCでの対応が困難である理由を、具体的に記載いただく。 事務局としては、決算時の仕様であれば年に1度しか使用されず、EUC出力のみでも問題ないと考えている。 ■帳票不要(EUCのみで可) ・EUCの出力で問題ないと考えます。(E市) ・税目・収入日(期間)・納付チャネルを指定して納付データを抽出できる機能は必要。(EUCでも対応可能。)(F市) ・EUC対応で問題ありません。年度締めの際に数字が合わなかった場合、原因究明のために年間の収入履歴を確認する。税目や納税義務者名、収納日時等で検索したり、抽出できる必要があるため、むしろEUC等のデータのほうが都合がよい。(I市) ・今後はEUCでの対応で問題ないと考えます。(J市) ■帳票必要 ・EUCでは当然期間指定はできずと思うが、収入等の情報はオンラインで日々更新しており、どこかの段階で(決算確定させるための更新ストップする時期は各自自治体によって違うと思う)帳票出力が必要。(K市) 【確認】決算処理のため、帳票が必要かどうか(K市)
内部	作業帳票	集計表	9	消込集計表	消込の集計表 税別、納付形態別等で抽出条件を指定できること	2.1. 入金・消込処理			・「消込リスト」というと、消込対象者の一覧なのか、消込集計表なのか、分りづらいと思います。 【事務局】集計表としての活用を想定しているため、帳票名称、帳票概要を集計表に修正。 ・チャネル別・税目別の消込集計表は、日々の消込処理を行ったタイミングで自動で出力される消込結果の集計表と、月次や年次で抽出条件を指定して出力する集計表で分けて管理したほうが良いかと思えます。ちなみに、NO7の「税別納付形態集計表」は、月次又は年次で抽出条件を指定して使用しています。(F市) 【提案】No.138「日計表」に、「納付形態」を追加することで、本帳票と同様の出力項目を具備できるようにする。 【提案】「月次や年次で抽出条件を指定して出力できること」と追加して対応 【提案】日々の消込業務時の自動出力については、日計表の帳票概要に、「日々の消込処理を行ったタイミングで自動出力できること」と追加して対応。
内部	作業帳票	集計表	7	税別納付形態集計表	各納付チャネルの、各税目の件数と収入額を記載した集計表	2.1. 入金・消込処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	10	仮消込集計表 仮消込更正対象者一覧 集計表	仮収納中(消込エラー)だった納付について、更正済(消込済)となった時点で出力される対象者一覧集計表	2.1. 入金・消込処理			・運用していないためオプション可(B市) ・不要(C市) ・修正後の帳票概要内容であれば必須と考える。(I市) 【提案】必須意見もあるため、必須として取り扱う ・仮消込更正確認リストは、集計表というより、更正済になった対象者一覧です。それとは別に、仮消込中の集計表も必要かと思われます。(F市) 【提案】タイトル変更「仮消込更正対象者一覧」に修正する。 ・EUC可となっているが、消込処理後に自動で出力されることが望ましい。(F市) 仮消込更正確認リストには、エラーを更正した納付について、消込結果(「更正済」または「消込不能」)が表示されるため、リストを確認し、不能となった場合にはすぐに再処理を行っています。現行ではエラー更正後の消込バッチの後に自動でリストが出力されているため、漏れることなく処理ができています。日々確認が必要リストであるため、事務の効率化の面で自動出力が望ましいと考えます。ただし、EUCでは全く対応ができないということはありません。また、紙出力でなく、処理結果がデータで確認できる形でも構いません。(F市) 【提案】自動出力された方が良いように思われるため、EUCとする。 【提案】新規に、仮消込中の集計表を作成する。 ・No.10とNo.14の整理後、(No.14事務局方針に記載のとおり)No.10はあってもいいが、それとは別に「コンビニ集計表」がいるのでは？(F市以外が要っている意味合いの帳票です)(K市) 【回答】上記の仮消込中の集計表であれば、新規に作成する。 ⇒上記と同様の仮消込集計表です。(K市)
内部	作業帳票	対象者リスト	11	退職分納付リスト	退職所得に応じた納付した対象者リスト	2.1. 入金・消込処理			・退職分納付の専用帳票である必要はないと考えます。消込リスト等の帳票で退職分に絞って抽出できれば足りるのではないのでしょうか。(A市) 【提案】退職調定のために必要という意見があるため、必須とする。
内部	作業帳票	対象者リスト	12	特徴徴収証書リスト	年金特徴分の納付による徴収証書の発行者リスト	2.1. 入金・消込処理			
外部	通知書	その他法定通知	新規	徴収書	窓口で納付を受けた際に発行する徴収書				
内部	作業帳票	対象者リスト	13	収納日毎収納リスト	指定された日付、期間の収納について、収納額等を記載したリスト	2.1. 入金・消込処理			

【対比表・ひな型】標準仕様書(帳票)\_05\_収納管理

利用区分			No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	機能No.	統一根拠となる様式	根拠法令	第3回WT論点
内/外	大分類	小分類							
内部	作業帳票	対象者リスト	14	速報リスト	日付を指定し、バーコード・クレジット納付等の速報/速報取消/速報があった対象者を抽出するリスト	2.1. 入金・消込処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用していないためオプション可(B市)</li> <li>・このリスト以外にも速報リストや速報エラー、速報取消等別の帳票として扱われていますが、出力時の条件でフィルターできれば1帳票にまとめられると考えます。(A市)</li> <li>【回答】エラー原因が記載されることがあると認識しており、消込リストと厳密には異なるため、統合は避けている。</li> <li>・共通納税システムによる収納についても、外部(地方税共同機構)から提供されるデータを取り込むこととなるので、仕様書に単独で記載したほうがよろしいかと思います。データは「納付情報管理ファイル」「納税情報ファイル(納付日ベース)」「納付情報ファイル(入金日ベース)」の3種類あり、取り込み処理をすると、それぞれの一覧やエラーリストが出力されます。(F市)</li> <li>【確認】現在上記の帳票を使用している場合は、サンプル名をご教示ください(F市)</li> <li>■納付情報管理データ取込処理にて出力される帳票                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→納付情報管理確認リスト/納付情報管理エラーリスト/消込調定不定警告リスト</li> </ul> </li> <li>■納付情報データ取込処理にて出力される帳票(納付日ベース)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→納付情報確認リスト/納付情報エラーリスト/消込調定不定警告リスト</li> </ul> </li> <li>■納付情報データ取込処理にて出力される帳票(入金日ベース)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→納付情報確認リスト/納付情報エラーリスト/消込調定不定警告リスト(F市)</li> </ul> </li> <li>・(参考)当市も同じ運用です。帳票名はそのまます。(K市)</li> <li>【提案】共通納税システムから取得する納付情報管理ファイル及び納付情報ファイルについて、提言の9帳票を新規に帳票として追加する。</li> <li>【確認】確認リスト、エラーリストはEUC×(自動出力が必要となるため)とする想定だが、消込調定不定警告リストについてはどうか(F、K市)</li> <li>・EUC可でよい(K市)</li> <li>・各エラーリスト(速報エラーリスト・速報取消エラーリスト・確認エラーリスト)および速報取消リストについては、確認が必要なリストであり、日々職員が手動で該当者がいるか確認する方法では非効率的であるため、エラーリストや取消リストが出たタイミングで自動出力されることが望ましいと考えます。</li> <li>(速報取消リストについては、速報取消の実績が過去にあった納付について、再度速報データが入ってきた場合に、現システムでは速報エラーリストに入ってきてしまいます。そのため、速報エラーリストが出た時に、過去の速報取消リストを確認しています。)(F市)</li> <li>【回答】EUCは不可の意見が多いため、EUC×とする。</li> <li>【提案】以下、速報リスト関連帳票(No14,15,16,17,18,19)について、EUC×で統一する。</li> </ul>
内部	作業帳票	対象者リスト	16	速報取消リスト	日付を指定し、バーコード・クレジット納付等の速報取消があった対象者を抽出するリスト	2.1. 入金・消込処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・14と統合できるため不要と考えます。(A市)</li> <li>【事務局】No.14に対応方針を記載</li> <li>・運用していないためオプション可(B市)</li> <li>【事務局】必須意見の団体が過半数であることから、現行のとおり必須とする想定である。</li> <li>・EUCで抽出するのではなく、速報取消データがあった際には自動で出力されることが望ましい。(F市)</li> <li>【提案】必須としたうえでEUCを×に修正する。</li> </ul>
内部	作業帳票	対象者リスト	18	確認リスト	日付を指定し、バーコード・クレジット納付等の確認があった対象者を抽出するリスト	2.1. 入金・消込処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・14と統合できるため不要と考えます。(A市)</li> <li>【事務局】No.14に対応方針を記載</li> <li>・運用していないためオプション可(B市)</li> <li>【事務局】必須意見の団体が過半数であることから、現行のとおり必須とする想定である。</li> </ul>
内部	作業帳票	エラーリスト	15	速報エラーリスト	バーコード・クレジット納付等の速報/速報取消/確認について発生したエラー対象者のリスト	2.1. 入金・消込処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・14と統合できるため不要と考えます。(A市)</li> <li>【事務局】No.14に対応方針を記載</li> </ul>
内部	作業帳票	エラーリスト	17	速報取消エラーリスト	バーコード・クレジット納付等の速報取消について発生したエラー対象者のリスト	2.1. 入金・消込処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・14と統合できるため不要と考えます。(A市)</li> <li>【事務局】No.14に対応方針を記載</li> <li>・運用していないためオプション可(B市)</li> <li>【事務局】必須意見の団体が過半数であることから、現行のとおり必須とする想定である。</li> </ul>
内部	作業帳票	エラーリスト	19	確認エラーリスト	バーコード・クレジット納付等の確認について発生したエラー対象者のリスト	2.1. 入金・消込処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・14と統合できるため不要と考えます。(A市)</li> <li>【事務局】No.14に対応方針を記載</li> <li>・運用していないためオプション可(B市)</li> <li>【事務局】必須意見の団体が過半数であることから、現行のとおり必須とする想定である。</li> </ul>
内部	作業帳票	対象者リスト	20	還付消込リスト	還付消込処理を行った際に発行されるリスト	2.1. 入金・消込処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局】20万人規模の団体についてのみ対象となると想定されるため、標準化として採用せず、不要とする。</li> <li>・ベンダの説明を見ると、窓口で現金還付を行ったときのみ使用と取れるが、支払い方法で分ける必要があるのか。(K市)</li> <li>【事務局】本帳票は不要とする。</li> </ul>
内部	作業帳票	結果点検	21		年金特徴消込データ中での収納グループまで消込率ファイルが作成されているかを確認する為の帳票	2.1. 入金・消込処理			
内部	作業帳票	エラーリスト	22	消込エラーリスト	消込結果のエラーリスト	2.1. 入金・消込処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・消込リストの出力時に条件指定できれば足りると考えます。(A市)</li> <li>【回答】エラー原因が記載されることがあると認識しており、消込リストと厳密には異なるため、統合は避けている。</li> </ul>
内部	作業帳票	対象者リスト	23	仮収納未更正リスト	不明	2.1. 入金・消込処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・エラーの理由がNo.22で表記(例:欠損済みで該当期別なし、給与特徴の指定番号なし等)でされるのであれば、不要と考えます。(I市)</li> <li>【提案】本比較表上の全エラーリストの帳票概要に、エラーの理由が出力できるよう追記する。</li> </ul>
内部	作業帳票	エラーリスト	24	収納データエラーリスト	収納についてのエラーリスト	2.1. 入金・消込処理			
内部	作業帳票	エラーリスト	25	MPN送信エラーリスト	MPN納付についてのエラーが発生したリスト	2.1. 入金・消込処理			
内部	作業帳票	エラーリスト	26	OCR/ハンチデータエラーリスト	OCRに、ハンチでの消込データ取込について、論理エラーが発生したリスト	2.1. 入金・消込処理			
内部	作業帳票	エラーリスト	27	収納引継エラーリスト	収納引継について、論理エラーが発生したリスト	2.1. 入金・消込処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・どういった項目が出力されるリストなのか想定できません。標準仕様に乗換したシステムを運用した場合にも発生するものなのでしょうか。(A市)</li> <li>【回答】調定異動データの取込時のエラーリストと記載している。他税目で調定元のデータが変更となり、他税システムからデータ取り込み時にエラーが起きることは考えられるため、必要性が高い認識である。なお、項目としては、課税/相当年度、通知番号、法定納期限、調定額、納送発市目、更正事由などがサンプル上で記載されている。</li> <li>【提案】No.3「更正チェックエラーリスト」と統合可能と思われる(K市からも指摘あり)ため、No.3直下に移動し、統合する。</li> </ul>
内部	作業帳票	マスターリスト	28	年度毎収納条件	自治体が設定・管理する収納条件(法定納期限、還付加算金の有無等)される	2.1. 入金・消込処理			
内部	作業帳票	マスターリスト	29	期別毎収納条件	自治体が設定・管理する収納条件(各税目ごとの納期等)される	2.1. 入金・消込処理			

【対比表・ひな型】標準仕様書(帳票)\_05\_収納管理

利用区分			No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	機能No.	統一根拠となる様式	根拠法令	第3回WT論点
内/外	大分類	小分類							
外部	通知書	その他法定通知	30	口座振替開始通知	振替口座登録完了、口座振替開始の旨を納税者宛てに通知する帳票	2.2. 口座振替処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票名称をNo31の口座振替開始通知書の方にしていただきたいです。(A市)</li> <li>・U社019. 口座振替開始通知でOK(B市)</li> <li>【提案】名称について、口座振替開始通知に変更する。</li> <li>・必要(C市)</li> <li>・口座振替の適用開始については、「〇月納期分」よりも「〇月〇日」と表記したほうがわかりやすい。(E市)</li> <li>【確認】他の構成員において、納期について、「〇月納期分」でなく「〇月〇日」を採用して問題ないか。</li> <li>【提案】他の構成員において異議があれば、納期について、「〇月納期分」でなく「〇月〇日」を採用する。</li> <li>・了解です。(B市)</li> <li>・現在使用している開始通知の開始期別は、課税状況や収納状況を参照せず、機械的に開始期別を捨っているという認識が少なくありません。(J市)</li> <li>・〇月〇日とは、初回振替日という認識か？機能要件2.2.1「振替開始日」のことと思われるが、そもそも日付での管理が必要か不明。(口座登録日が別に定義されているため。)(K市)</li> <li>【回答】初回振替日の想定。(K市)</li> <li>【提案】使用する構成員が多いように見受けられるため、E市意見の「〇月〇日」として必須とする。</li> <li>・対象者一覧も必要です。(F市)</li> <li>・No.31とNo.32が不要になったため、No.30に対するリストは必要ではないですか(K市)</li> <li>【提案】対象者のリストが必要となるため、口座振替開始通知出力リスト(仮称)を、新規に要件化する。</li> </ul>
外部	通知書	その他法定通知	31	口座振替開始通知書	当年度特定の日付以降の口座振替についてのリマインド通知。	2.2. 口座振替処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	32	口座振替開始発送済	口座振替開始の発送済者リスト	2.2. 口座振替処理			
外部	通知書	その他法定通知	33	口座振替済通知書	口座振替の内訳、口座情報等を通知する領収書の代替品とするケースが一般的という認識	2.2. 口座振替処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見なし。(B市)</li> <li>・事務局見解には「車検用証明」として想定となっていますが、No.34があるのでこれは車検用ではないですか？(当市では必要性は無いですが)(K市)</li> <li>【回答】事務局見解の「車検用証明」の記載は、機能側で車検用証明として口座振替済通知書※軽自動車用を定義した。という趣旨であり、No.33は車検用証明はできない想定。ご想定のとおり、車検用証明にはNo.34を用いる想定。</li> <li>・継続検査が必要な軽自動車税(種別割)の済通はNo.33で定義されますか(K市)</li> <li>【回答】ご認識のとおり。</li> </ul>
外部	通知書	その他法定通知	34	口座振替済通知書※軽自動車用	口座振替の内訳、口座情報等を通知する軽自動車の継続検査用の領収書として使用する	2.2. 口座振替処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見なし。(B市)</li> <li>・サンプルのように、「済通」と「納税証明書」部分は、別の方が良いです。(K市)</li> <li>【回答】レイアウト定義の検討は、今後の協議課題。</li> <li>・No.124を一括発行用の継続検査用納税証明書として定義するなら、口座振替納付だけ帳票を持つ必要があるか。(K市)</li> <li>【確認】出力項目対比表上、口座振替済通知書部分について必須意見が少ないこと、K市から「口座振替についてもNo124にて納税証明書を出力すれば充足する」(WT比較表No124)との意見から、以下の対応とする</li> <li>・口座振替による納税証明書は、No124「継続検査用納税証明書」に統合</li> <li>・本帳票を削除</li> <li>※機能側の記載は、以下を想定</li> <li>・「軽自動車車検があり、口座振替で引き落としできたものに、口座振替済通知と一体系の継続検査用納税証明書を一括または個別で出力できること。」を削除</li> <li>・継続検査用納税証明書発行対象に口座振替を追記</li> <li>・「軽自動車車検があるものについて」の一文は残す</li> </ul>
外部	通知書	その他法定通知	35	口座不能通知	・何らかの理由で、口座振替が不能となった場合、督促状発付前のお知らせとして通知	2.2. 口座振替処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局】記載の項目提案を基に、出力項目対比表にシートを追加する想定。</li> <li>・必要(C市)</li> <li>・圧着ハガキで作成している。(B市)</li> <li>【回答】圧着ハガキ対応である。</li> <li>・圧着ハガキ以外も可能と出来ないか。圧着ハガキであれば、印刷を外部委託すると思われるが、振替不能判明時にそのデータを出力し、印刷業者に渡してから納品までの期間で、延滞金が発生する場合も考えられるため。(出来るだけ早く通知を送りたいことによります。)</li> <li>・それとも、圧着ハガキタイプも目前で作成する想定でしょうか？(K市)</li> <li>【確認】圧着ハガキだけでなく、汎用紙での作成が必要ということか(K市)</li> <li>口座不能通知の納期限については、発送日を含め7日(遅くとも毎月15日以前となる)としている。また、当市では督促状の発送日を納期限の20日以内としているため、サンプルの指定納期限は督促状発送後となっている。督促手数料が未納となる可能性があるつもりであるので、修正が必要。(B市)</li> <li>・(対比表にも記載しますが)本来の納期限だけ記載すればよい。口座不能分だけ「指定納期限」が必要と思えません。(納税額が高額の場合、1日経過後でも延滞金がかかる場合がある。「指定納期限までに支払ったのに延滞金が発生した」と、雑用のトラブルになりかねない。)(K市)</li> <li>【確認】指定納期限は、再振替のお知らせとして使用する際に必要となるということか(B市)</li> <li>【提案】指定納期限を設定できる機能について、機能側への追加を検討する。</li> <li>・口座振替不能通知が発送される時期は納期限後になるので、延滞金の計算方法についての表記が必要になる。(E市)</li> <li>【提案】出力項目対比表を参照、必要性が高いと思われるので、備考欄を追加する想定。</li> <li>・延滞金計算の記載は必須であり、備考欄ではなく要件定義してほしい。圧着ハガキはスペースに限りがあるので、両面使用とし必須項目をプレプリントする方法もあると思います。(K市)</li> <li>【提案】延滞金の計算方法は、プレプリント可で追加する想定</li> <li>・通知書の内容として、年度・期別・通知書番号・金額・支店名も必要。次回の引き落とし日は、随時課税が発生する場合もあり、確定できるものではないので、表記しないほうが良いと思います。(F市)</li> <li>【事務局】帳票出力項目対比表を参照</li> <li>・また、不能通知に同封する納付書については、「口座振替不能」と表記されており、不能納付書で納付された場合、徴収課の納付履歴にその旨が表記される仕様になっています。(F市)</li> <li>【回答】以下の機能側の記載で、対応可能と想定。2.1.1「消込用データの項目として、中間標準レイアウトの項目に加えて収入日、領収日、納付書種別、共通納税番号が管理できること。」</li> <li>・(対比表の方にも記載しますが)公印は不要、納付書部分:30万円以下はバーコード印字、表面は「お知らせ」として使用できるか(K市)</li> <li>【回答】公印については共通要件上定義されており、一旦取消納WT上では必須で定義する。</li> <li>【回答】30万円以下のバーコード印字については、マルチレイアウトに準じるため、対応可能。</li> <li>【回答】裏面については、標準仕様書では規定しない想定。</li> </ul>
内部	作業帳票	対象者リスト	54	口座振替不能者リスト	口座振替の不能者リスト 口座不能通知発送者を抽出するために使用される	2.2. 口座振替処理			
外部	通知書	その他法定通知	36	再振替のお知らせ	口座不能の対象者に、再振替の通知と、入金依頼を行う	2.2. 口座振替処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	37	再振替のお知らせ発行リスト	再振替のお知らせを発行した対象者のリスト	2.2. 口座振替処理			
外部	納付書	-	38	納付書(口座緊急用)	緊急振込のため、銀行が納付書を使って納付するために発行する納付書	2.2. 口座振替処理			
外部	申請書	法定	39	口座振替依頼書	口座振替の金融機関に、自治体の口座への振替を依頼するための依頼書	2.2. 口座振替処理			

【対比表・ひな型】標準仕様書(帳票).05\_収納管理

利用区分			No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	機能No.	統一根拠となる様式	根拠法令	第3回WT論点
内/外	大分類	小分類							
内部	作業帳票	集計表	40	口座振替請求明細書	金融機関等指定し、口座振替の詳細を抽出した明細書	2.2. 口座振替処理			
内部	作業帳票	集計表	41	自動払込み払込書	不明	2.2. 口座振替処理			
外部	申請書	法定外	42	口座振替報告書	金融機関が、口座振替の結果を自治体に報告する帳票	2.2. 口座振替処理			
外部	申請書	法定外	43	口座振替依頼書兼通知書(緊急分)	緊急で口座振替いたたく際に、轉付書と併せて送付し、口座振替を依頼する帳票	2.2. 口座振替処理			
外部	申請書	法定外	44	口座振替依頼書兼報告書(緊急分)	金融機関が、緊急の口座振替の結果を自治体に報告する帳票	2.2. 口座振替処理			
外部	申請書	法定外	45	口座振替停止依頼書	依頼済みの口座振替について、金融機関に停止を依頼するもの	2.2. 口座振替処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプション帳票は定義なしでしょうか。(K市)</li> <li>【回答】オプション帳票は、項目の定義はしない想定。</li> <li>・実施するベンダと契約した場合、そのベンダと項目定義を決めるという認識で良いか。(K市)</li> <li>【回答】ベンダが実施する項目やレイアウトに、自治体が合わせる想定</li> <li>そもそも口座振替の停止について、当市の会計室が規定する「口座振替取納事務取扱要綱」に定義されており、「振替停止通知」なるものを会計室を通して各金融機関に送付しています。(K市)</li> <li>【提案】現行のとおり、オプションに対応する想定。</li> <li>⇒この項目に限らず、標準仕様書が法整備化されるので、各自治体は必要に応じて規則(様式)・要綱・要領を変える必要があるという認識で良いか。(K市)</li> <li>【回答】ご認識のとおり</li> </ul>
内部	作業帳票	集計表	46	口座振替集計表	金融機関ごとの、請求額、振替額、振替不能額等の集計表	2.2. 口座振替処理			
内部	作業帳票	集計表	47	口座振込集計票	自治体が銀行に振り込んだ金額の集計票銀行に送付される	2.2. 口座振替処理			
内部	作業帳票	集計表	48	税目別口座登録有無集計表	口座振替登録された口座の有無を記載した集計表	2.2. 口座振替処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座加入率の集計表になりますか？(行政区・税目・年度・期別の項目が必要)統計上、現在も使用していました。(K市)</li> <li>【回答】サンプルでは、税目ごとの加入率も項目に含まれる。帳票出力はされないが、EUCでの出力は可能と定着する想定。</li> <li>【提案】口座加入率、税目、年度、期別を、項目の例として帳票概要に記載する。※行政区(指定都市オプション)も記載予定</li> <li>・EUC可です。(K市)</li> </ul>
内部	作業帳票	対象者リスト	49	口座振替停止確認リスト	口座振替を停止した対象者のリスト	2.2. 口座振替処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	50	口座振替リスト	口座振替対象者のリスト	2.2. 口座振替処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	51	口座振替リスト(緊急分)	口座振替対象者(緊急分)のリスト	2.2. 口座振替処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用目的に固りますが、EUCで電子ファイルを出力したり、システム上で条件を絞って確認の方が早いケースもあると考えます。(A市)</li> <li>【回答】EUCでは職員の負担につながるという意見もあり、EUC×として定義し、以後意見があれば適宜検討する。</li> </ul>
内部	作業帳票	対象者リスト	52	口座振替結果リスト	口座振替済み、口座不能を含めた対象者リスト	2.2. 口座振替処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	53	口座振替済対象者リスト	指定された振替日で、口座振替が完了した対象者のリスト	2.2. 口座振替処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	55	口座振替連続不能者リスト	口座振替が連続で不能となった対象者のリスト 口座不能回数ごとに抽出できること	2.2. 口座振替処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座不能者の抽出方法について(任意の期間(○年○月～○年○月)で○回不能になっており、この期間における賦課期別は合計○期別である)ことが分かる一貫の出力が望ましいと考えます。</li> <li>-理由①同じ税目であっても、課税金額等によって実際に賦課される期別が異なるため、期間や期別の指定のない不能の連続回数での判定では実態を把握できないことがあるため(Ex.何年も不能が続いていても、同税目の通常より賦課期別が少ないため、捕捉されない場合など)</li> <li>-理由②あまり古い不能履歴を参照しても、現在では状況が変わっている可能性があり、意味のないデータが抽出されてしまうことがあるため(Ex.以前賦課されてから今回賦課されるまでに期間が空いている場合など)※ 期間指定については、直近○年とかでも可能だと思いますが、任意期間で指定できた方が運用の幅が広がる(自治体ごとの考え方の違いに対応できる)と思います。(J市)</li> <li>・使用頻度的には年1回程度(J市)</li> <li>【提案】任意の期間を設定できるよう、帳票概要あるいは機能側への反映を検討する。</li> <li>・税目ごと・任意の期間での設定でよい(K市)</li> <li>【確認】他の構成員に、任意の期間を設定し、この期間における賦課期別の合計期別が把握できるよう、帳票概要あるいは機能側への反映を検討する方針でよいか。</li> </ul>
内部	作業帳票	対象者リスト	56	口座振替不能通知書発行者リスト	口座振替不能通知を発送した対象者のリスト	2.2. 口座振替処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	57	口座振替済通知書発行リスト	口座振替済通知書を発行した対象者のリスト	2.2. 口座振替処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.33が必須になったため、No.34と区別して出力できること(K市)</li> <li>【提案】帳票概要に、「No.33「口座振替済通知書」No.34「口座振替済通知書※軽自動車用」を区別して出力できること。」と追記する。</li> <li>・No.33とNo.34は用途が異なり、実際別帳票で定義しているのですから、リストも「区別して出力できること。」といった注記ではなく、別帳票として定義すべきだと考えます。(I市)</li> <li>【事務局】No.33「口座振替済通知書」No.34「口座振替済通知書※軽自動車用」については、No.34を削除するため、区別して出力する記載は行わない。</li> </ul>
内部	作業帳票	マスターリスト	58	口座振替日リスト	指定の税目や年度の、口座振替日、再振替日等のリスト	2.2. 口座振替処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	59	口座情報変更対象者リスト	口座情報(金融機関、支店等)を変更した対象者のリスト	2.2. 口座振替処理			

【対比表・ひな型】標準仕様書(帳票)\_05\_収納管理

利用区分			No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	機能No.	統一根拠となる様式	根拠法令	第3回WT論点
内/外	大分類	小分類							
内部	作業帳票	対象者リスト	60	口座登録異動リスト	死亡などで、口座登録が異動となった対象者のリスト	2.2. 口座振替処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>新規帳票追加・機能要件9.2.1「死亡者・転出者に対して、納税管理人の設定を行うための対象者を抽出できること」に合わせる。納税義務者の死亡者リストが必要(K市)</li> <li>【確認】他の構成員に確認。納税義務者の死亡者リストについて、必要性が高いと想定されるが、要否、EUCIについてご回答いただく。</li> <li>納税義務者死亡者リストは必要。リストでの出力を希望する。(E市)</li> <li>必要。EUCIでも可。(I市)</li> <li>EUCI可です。(K市)</li> <li>【提案】納税義務者の死亡者リストを、EUCIとして新規に作成する。</li> <li>【事務局】死亡者リストと明確に区別するため、帳票概要から「死亡などで」の文言を削除する。</li> </ul>
内部	作業帳票	対象者リスト	61	口座異動用住基異動リスト	住基異動(世帯主変更など)の対象者リスト	2.2. 口座振替処理			
内部	作業帳票	エラーリスト	62	口座振替結果未登録分警告リスト	口座振替の結果が未登録の対象者リスト	2.2. 口座振替処理			
外部	通知書	その他法定通知	新規	口座振替不能通知(申込期間超過)	口座振替の申込が間に合わなかったため不能となったことを通知する帳票				<ul style="list-style-type: none"> <li>更に追加帳票希望</li> <li>受付情報を機能側に持たせることにより、登録済みになっていないもののリストが必要(EUCI可・期間指定が出来ること)(K市)</li> <li>【提案】機能側に、口座振替の登録以外に、受付日を管理する機能の反映を検討する。(オプション)</li> <li>登録時以外に受付時にもシステムに入力するということになると思います。ただ、少なくとも当市では登録時だけでも分量が相当数あり、それ以上に受付時にも入力する余裕はありません。この機能自体は有用だとは思いますが、実際に使える自治体は限られるのではないのでしょうか。(I市)</li> <li>【回答】必要とする自治体があるため、オプション機能の追加を検討する。また、EUCIとする。</li> </ul>
内部	保管用	—	63	口座振替依頼書(保管用)	口座振替依頼書の控え	2.2. 口座振替処理			
内部	保管用	—	64	口座振替リスト(保管用)	口座振替リストの控え	2.2. 口座振替処理			
内部	保管用	—	65	口座振替停止依頼書(保管用)	口座振替停止依頼書の控え	2.2. 口座振替処理			
内部	決議書・決裁資料	—	66	過払納金整理票	過払納金の収納情報、過払納情報、還付充当情報を一覧化した帳票	3.1. 過払納対象者抽出			
内部	作業帳票	対象者リスト	67	過払納者リスト	過払納者ごとに、過払納詳細(課定額、納付額、過払納額など)が記載されたリスト	3.1. 過払納対象者抽出			
内部	作業帳票	対象者リスト	68	過払納金相替済リスト	相替分(住民への通知不要な納付の付替(OCR読取り等)対象者のリスト	3.1. 過払納対象者抽出			
内部	作業帳票	集計表	71	過払納金相替済集計表	相替分(住民への通知不要な納付の付替(OCR読取り等)の集計表	3.2. 充当処理			
外部	通知書	還付	75	過払納金還付通知書(口座振替依頼書(口座未判明))	口座情報を記載いただき、還付先としてシステム上入力するために使用	3.3. 還付処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>当市では、現在、還付通知と請求書を別々に具備する方式のため、一体型帳票は使用していないが、「今後この帳票を使用するなら」という想定で【帳票出力項目対比表】に記載しました。(E市)</li> <li>「帳票概要(帳票の用途)」の項目に使用想定を細かく書き加えないと分かりづらい。(例:「還付通知書と還付請求書(振込依頼書)を一体型で具備する場合に使用する」等)(E市)</li> <li>【提案】シート【参考】還付充当周りの帳票整理をご確認いただき、整理方針に鑑みれば、本帳票から口座振込依頼書部分を削除する。</li> <li>通知と還付請求書を分離することに異議はありません。(I市)</li> <li>【帳票出力項目対比表】に記載が見当たらないが、帳票出力項目として「公印」の項目も必要。(E市)</li> <li>押印の要・不要により、必要項目が変わってくる。納税義務者だけでなく、第三者への委任が出来るよう記載出来るだけ、自筆を減らす(K市)</li> <li>【回答】公印については共通要件上印字の有無を自治体で選択できると定義されており、一旦取滞納WT上では必須で定義する。</li> </ul>
内部	作業帳票	対象者リスト	76	口座振込依頼書発行リスト	口座振込依頼書を発行した対象者のリスト	2.2. 口座振替処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>EUCI可でよい(K市)</li> <li>【提案】EUCIとする。</li> <li>外部帳票のリストであれば、EUCIではなく、自動出力のCSVとしてください。(J市)</li> <li>【回答】収納システム機能で、外部帳票をバッチで出力する際に、併せてリストが出力されるような記載を検討する想定。</li> </ul>
外部	通知書	還付	77	過払納金還付通知(口座判明)	発生した過払納金を還付するための、納税者宛ての通知	3.3. 還付処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>当市では、現在、「過払納還付支払通知書(2社)」を振込先通知として使用しており還付通知は別に具備している。【帳票出力項目対比表】は「還付通知として」「振込先通知として」各内容で必要性を分けて記載しました。(当市運用方法は、新規項目「還付充当通知」へ記載済)(E市)</li> <li>現在の当市の運用とは異なるが、通知内容が充足すれば還付通知と振込先の通知が一体型であっても問題ない。(E市)</li> <li>「帳票概要(帳票の用途)」の項目に使用想定を細かく書き加えないと分かりづらい。(例:「還付内容および判明済の振込先を通知。」等)(E市)</li> <li>【事務局】シート【参考】還付充当周りの帳票整理をご確認いただき、整理方針に鑑みれば、帳票概要に、使用の想定を細かく書き加える。</li> </ul>
外部	通知書	還付	新規	過払納金還付通知(窓口)	発生した過払納金を窓口還付するための、納税者宛ての通知				

【対比表・ひな型】標準仕様書(帳票)05\_収納管理

利用区分			No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	機能No.	統一根拠となる様式	根拠法令	第3回WT論点
内/外	大分類	小分類							
外部	通知書	還付	新規	還付のお知らせ	加算金の除算期間を適用する際使用する通知書であり、No.77「過誤納金還付通知書」と同時期に通知する帳票。				<p>・お知らせなのに「内部帳票」ですか？(K市) 【事務局】外部帳票に修正する。</p> <p>【確認】全構成員に、以下について伺いたい。還付については、以下の流れを想定している。</p> <p>(口座未判明時) 還付のお知らせor過誤納金還付通知、還付請求書送付→還付口座決定→還付処理 (口座判明時) 還付のお知らせor過誤納金還付通知送付→還付処理</p> <p>還付のお知らせは、還付加算金の除算期間を適用する際、過誤納金還付通知は除算期間を適用しない場合に通知するベンダがあるためだったが、除算期間で帳票を打ち分ける必要の有無や、各構成員の現行の仕様について伺いたい。</p> <p>・除算期間で帳票を打ち分ける必要は無と考える。仕様は「発行されず」。(B市) ・現行、還付加算金の除算期間で帳票を打ち分けることは行っていない。</p> <p>【現行仕様】 (口座未判明時) 過誤納金還付通知、還付請求書送付→還付口座決定→還付処理 (口座判明時) 過誤納金還付通知送付→還付処理(B市) ・現行システムでは還付請求書を持っていないこともあり、還付通知日⇒還付支出決定日としており、除算期間の適用はありません。(H市) ・各市使用の「還付通知」には加算金額の欄のみ設け、計算の根拠(給付・終期・除算期間)については記載していない。今後、計算の根拠を印字するとしても、帳票を分ける必要はないと思われる。(K市) 【提案】構成員意見から、除算期間の有無で帳票を打ち分ける必要性はなく、本帳票については削除する。</p>
外部	通知書	充当	69	過誤納金充当通知	過誤納金の充当結果(充当元、充当先)を納税者に通知する帳票	3.2. 充当処理			<p>・当市では、現在、還付通知と充当通知が一体型であり、この形式の帳票は使用していないが、「今後この帳票を使用するなら」という想定で【帳票出力項目対比表】に記載しました。</p> <p>・現在の当市の運用とは異なるが、通知内容が充足すれば還付通知と充当通知が一体型でなく別々に具備しても問題ない。(E市) ・これは充当処理のみ使用ですか？還付のみ(口座判明)・還付のみ(口座不明)・充当のみ・一部還付一部充当(そのうち口座判明・口座不明)と、5種類の帳票が発生するということでしょうか？(K市) 【事務局】シート「【参考】還付充当周りの帳票整理」をご確認いただき、整理方針に齟齬が無ければ、本帳票は充当のみの場合の通知文として必須帳票とする。</p> <p>・充当のみをあえて定義する必要はないのでしょうか。「還付充当通知」があるのであれば、「還付通知」と「充当通知」を分ける必要性は感じません。還付の有無に関わらず同一帳票でまかなえるのではないのでしょうか。(H市) 【回答】還付充当通知1帳票とする想定</p>
外部	通知書	充当	新規	還付充当通知	一部還付、一部充当の際に通知する帳票				<p>【事務局】記載の項目提案を基に、出力項目対比表にシートを追加する想定。</p> <p>・必要(C市) ・右上の「下記のとおり・通知します。」は「・・還付(または充当します。）」などの文言を追加した方がよい。(B市) 【回答】フリーテキストとする想定のため、文言追加については自治体の裁量となる想定。</p> <p>・還付は、口座振込先口座情報(金融機関名、本支店名、口座種別、口座番号(下3桁***))口座名義)、振込予定日の項目が必要U社 58過誤納金還付通知書(口座)参照(B市) 【回答】No.77「過誤納金還付通知」(口座判明)で、支店名の有無や、口座番号の表示について確認中であり、そちらの回答に合わせて、同内容を本帳票の項目として転記する想定である。</p> <p>・当市では、「過誤納金還付通知(口座判明)」は「一部充当一部還付」限定ではなく、還付充当の共通帳票として使用している。 【回答】機能側で、一部充当一部還付は、共通としては使わないと定義しており、共通帳票としては定義しない想定。 ⇒「共通として使わないなど、そこまで明確に定義していないと思います。(参考シート・比較表にも記載しますが)還付・充当の処理に基づき、汎用紙に印刷されるタイトルをはじめ、印字項目を変えればいだけのことです。プレプリントされた帳票を使用している自治体はあるかもしれませんが、処理の内容で自動設定ができないとなると、無駄な確認作業が増えるだけです。(K市) 【回答】還付充当通知1帳票とする想定。</p> <p>・参考として、当市の2社帳票運用は以下のとおり。 【還付充当対象者への発送帳票:3種類】 ①「過誤納金還付充当通知書(還付・充当内容が一体型)」②「過誤納金還付支払通知書(振込先の通知。振込先判明済の場合に使用)」③「過誤納金還付請求書(振込先返信用の帳票。振込先未判明の場合に使用)」 【発送帳票の組み合わせ:3種類】 ●充当のみの場合:①のみ送付 ●還付有で口座判明済の場合:①+②を送付 ●還付有で口座未判明済の場合:①+③を送付し、③を返信 ・各社、「還付」「充当」「振込」に関する情報の、帳票としての組み合わせ方に違いがあるように思われる。再整理の上で結論(一形式を標準として定めるのか、複数形式を併用し選択可とするのか)が必要と考える。また、複数形式を併用するのであれば、「還付」「充当」「振込」全内容が充足する帳票の組み合わせについて、仕様書に分かりやすい提示も必要。(E市) ・上記と同じ(K市) 【確認】E市の意見を基に、還付充当周りの整理方針をシート【参考】還付充当周りの帳票整理」に記載したため、シートの回答箇所、意見を記載いただきたい。</p>
外部	通知書	還付	79	過誤納金還付通知※再送用	再送用の文章(縦様式)	3.3. 還付処理			
外部	通知書	還付	80	過誤納金還付通知※再送用(縦様式)	再送用の文章(縦様式)	3.3. 還付処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	73	過誤納金充当済リスト	過誤納者のうち、充当したものについて、充当詳細(充当元、充当先等)が記載されたリスト	3.2. 充当処理			<p>・No.73・70・72は財務会計システムで出力する「振替命令書」に添付するデータでしょうか？(K市) 【回答】そのような想定はしていない。</p>
内部	作業帳票	集計表	70	充当済集計表	指定された税目、会計年度について、過誤納金充当された税額の集計表 No.73「過誤納金充当済リスト」の集計表	3.2. 充当処理			
内部	作業帳票	集計表	72	振替集計表	振替分(組替+充当)他税目、他期別への充当分の集計表	3.2. 充当処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	74	特徴充当対象リスト	特別徴収で納付された金額について、充当先を振り替えた対象者リスト	3.2. 充当処理			
内部	決議書・決裁資料	—	100	還付充当命令書	過誤納の充当元と充当先の明細が記載された命令書	3.3. 還付処理 3.2. 充当処理			<p>・99の決議書と同様のものではないでしょうか。(H市) 【提案】同様の帳票に見受けられるので、No.89と統合し、決裁用帳票として取り扱う。</p> <p>・No.100・78・84は財務会計システムで出力する「支出命令書」に添付するデータでしょうか？(K市) 【回答】そのような想定はしていない。</p>
内部	決議書・決裁資料	—	78	過誤納金還付命令書	発生した過誤納金を還付するための、納税者宛ての通知	3.3. 還付処理			<p>・事務局方針が100の命令書と混同していないでしょうか。用途にある納税者宛ての通知であるなら過誤納金充当通知書と同様ではないでしょうか。(H市) 【事務局】帳票概要に誤りがある。帳票概要を、「過誤納の充当元と還付の明細が記載された命令書」に修正する。</p>

【対比表・ひな型】標準仕様書(帳票).05\_収納管理

利用区分			No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	機能No.	統一根拠となる様式	根拠法令	第3回WT論点
内/外	大分類	小分類							
外部	通知書	還付	81	還付請求書	発生した過誤納の還付を、納税者が自治体に請求するための請求書	3.3 還付処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市では、「過誤納還付請求書(2社)」を、窓口還付用ではなく、主に振込先口座の郵便返信用として使用している。(当市運用方法詳細は、新規項目「還付充当通知」に記載済。)(E市)</li> <li>【回答】どちらでも使用できるようにする想定。</li> <li>・別シート【参考】還付充当周りの帳票整理にも記載しましたが、窓口還付にも使用できるようにするには反対します。原則受け付けていない自治体からすると、印字される必要性がないところか、トラブルのもとです。(I市)</li> <li>【回答】還付請求書は、窓口、郵便の2パターンに分けて帳票定義する想定。</li> <li>・事務局方針がオプションとして定義するとなっていますが要否区分が必須になっています。(H市)</li> <li>・事務局方針欄は「オプション」、要否区分欄は「必須」となっています。必須帳票として定義される結論と解してよい？ 還付通知と還付請求書を別帳票で具備する選択肢は必要と考える。(将来的にAI-OCRで口座情報をデータ化する場合切取り不要の帳票が扱いやすくなるため。)(E市)</li> <li>【事務局】要否を必須に修正。別帳票に具備する想定であり、詳細は別シート【参考】還付充当周りの帳票整理を参照いただく。</li> <li>・「帳票概要(帳票の用途)」の項目に使用想定を細かく書き加えないと分かりづらい。(例「還付通知書と還付請求書(口座振込依頼書)を個別に具備する場合に使用する等」)(E市)</li> <li>【回答】別シート【参考】還付充当周りの帳票整理で問題なければ、その内容を帳票概要に記載する。</li> <li>・【帳票出力項目対比表】の「大分類:振込先口座」の「中分類」項目として「金融機関コード」「支店コード」「口座番号」「口座名義人フリガナ」「ゆうちょ銀行用記号」「ゆうちょ銀行用番号」の追加が必要です。(E市)</li> <li>【確認】他の構成員において、上記の項目に過不足あればご指摘いただく。</li> <li>・基本的には必要と見えます。ただ、金融機関コードのみは省略でもよいかは見えます(通帳の中に小さく書いていない金融機関があるなど、記入する方にとってわかりにくい項目のため)。(I市)</li> <li>【事務局】上記意見を基に、帳票出力項目対比表上で項目を検討</li> </ul>
外部	通知書	還付	82	未支給年金還付請求書	未支給年金の還付請求書	3.3 還付処理			
内部	作業帳票	集計表	84	還付対象者集計表	過誤納金の還付対象者の、人数、件数、過誤納額、支払額、還付加算金等が記載された集計表	3.3 還付処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	92	口座還付支払リスト	還付支払いをした対象者のリスト	3.3 還付処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・NO84は集計表かと思われます。こちらのリストは、口座還付支払い対象者の明細で、税目別に歳入(現年および滞繰別)・歳出区分ごとに出力され、その区分ごとに、本税還付額・延滞金還付額・加算金の合計が記載されており、財務会計で支出処理をする際に使用しています。(F市)</li> <li>【提案】No.84と別の帳票と思われるため、復活させる。当初の帳票概要でよいと思われるため、必須・EUC×とする。</li> </ul>
内部	作業帳票	集計表	85	還付加算金集計表	還付加算金が発生した対象の集計表	3.3 還付処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	86	還付対象者リスト	還付対象者のリスト	3.3 還付処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付一覧表は、還付決定をする処理(還付通知書出力する処理)で出力される還付対象者の一覧で、還付口座有り分と還付口座照会分に分かれています。還付処理は、還付決定する処理と、還付支払をする処理があるので、どちらの処理で出力される帳票なのか分かるように管理したほうが良いと思います。(F市)</li> <li>【事務局】以後、還付のお知らせ/還付支払処理通知と用語を統一する。</li> <li>【提案】還付口座あり分/還付口座照会分を分けて出力できるように、新製に帳票を追加する。</li> <li>【提案】帳票概要を「還付通知書出力する際の対象者のリスト」に修正する。</li> <li>・EUC可となっているが、還付支払のバッチ処理した際に、自動出力されるのが望ましい。(F市)</li> <li>【提案】EUCは×とする</li> </ul>
内部	作業帳票	集計表	87	還付加算金リスト	還付加算金が発生した対象の対象者リスト	3.3 還付処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	88	自動還付対象外リスト	通常自動還付される対象者のうち、何らかの理由で対象外となった者を抽出したリスト	3.3 還付処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・全団体照会されている仕様書の機能要件「3.2.3」自動充当は必須ではありません。「3.3.1」に自動還付という文言はありません。この帳票は必須ではないのでしょうか。(A市)</li> <li>【事務局】自動還付は、3.3.1では一括還付と呼称されている。表記ゆれについて、「自動還付」→「一括還付」に修正する。</li> </ul>
内部	作業帳票	対象者リスト	89	返納リスト	年金特徴の対象者における、年金機構への返納者のリスト	3.3 還付処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付と返納の区別をするために帳票を分ける必要がないと考えます。(A市)</li> <li>・還付金の受取人が年金保険者という意味では、返納は還付に含まれるものではありません。ただ、集計等の事務処理の観点から通常の還付とは別に管理をしたいので、この帳票を含めた管理は必要と考えます。(I市)</li> <li>【確認】他の構成員において、返納と還付で帳票を分ける必要はあるか。</li> <li>・「返納リスト」は当市使用のシステム帳票ではないので、使用範囲を再確認したい。</li> <li>・通常、年金保険者へ返納すべきか相続人へ還付すべきかの年金保険者の回答を待つ間、処理を保留する状態となるが、その「処理保留状態(返納候補状態)対象者の一覧」ということか？</li> <li>上記の意味のリストであれば、通常還付とは区別し、誤って還付しないように管理する上で必須帳票と考える。(E市)</li> <li>【回答】年金機構への還付対象者のリストと想定</li> <li>・年金機構への返納は、返納対象者の一覧表と返納用の納付書が届くため、それを利用して支出の手続きをしている。(他の共済は指定された口座に振り込んでいる)。返納の要否が分からないものについて、「還付保留」出来るように機能を持たせると思うが、時効の管理からも別の管理が必要と考えます。(K市)</li> <li>【提案】過誤納状態を保留中に時効を止める必要があるという趣旨であれば、機能への追加を検討する。</li> </ul>
内部	作業帳票	対象者リスト	90	還付(返納)未済リスト	還付(返納)未済を抽出するリスト	3.3 還付処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	91	還付(返納)済リスト	還付(返納)済を抽出するリスト	3.3 還付処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	93	還付通知書発行リスト	還付対象者のうち、還付通知を発行した納税義務者のリスト	3.3 還付処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	94	還付時効リスト	還付が時効となりうるリスト(事前確認用と記載するため、時効まで残○年と定義し抽出する帳票)	3.3 還付処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員コメントにもあるように、No90に統合し、抽出条件に時効分を絞って出力できる要件を明記すればよいと考えます。(A市)</li> <li>・No.90と統合し、不要では？(K市)</li> <li>【提案】No.90に統合されるため、本帳票は削除となる。No.90の帳票概要に、時効分が抽出できるよう追記する。</li> </ul>
内部	作業帳票	対象者リスト	95	還付更新確認兼発送リスト	除算期間を適用する場合に利用還付リスト(決済済、還付通知発送前)	3.3 還付処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	96	還付停止リスト	自動還付を停止した対象者のリスト	3.3 還付処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状自動還付の運用を行っていないが、行う場合は必須と考えます。(I市)</li> </ul>
内部	作業帳票	対象者リスト	97	還付支払更新リスト	還付支払い結果のデータ更新処理の対象者リスト	3.3 還付処理			

【対比表・ひな型】標準仕様書(帳票).05\_収納管理

利用区分			No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	機能No.	統一根拠となる様式	根拠法令	第3回WT論点
内/外	大分類	小分類							
内部	作業帳票	エラーリスト	98	還付支払更新エラーリスト	還付支払結果のデータ更新処理を行う際のエラーリス	3.3 還付処理			
内部	決議書・決裁資料	—	99	還付充当決議書	過額納金の還付、充当について、決裁を得るために用いる決議書	3.3 還付処理 3.2 充当処理			・これは還付・充当処理日を基準に出力されるか。一括還付・一括充当は指定日(予定日)と入力日が異なるとするが、一括還付・一括充当処理日は、別帳票で出力されることが望ましい。(K市) 【事務局】別シート「【参考】還付充当周りの帳票整理」で本帳票を不要とする想定 【提案】還付充当通知を必須とする想定のため、本帳票も必須となる 【提案】一括還付、一括充当についての帳票(決議書)を、新規に作成する。
内部	決議書・決裁資料	—	83	還付決議書	過額納金の還付について、決裁を得るために用いる決議書	3.3 還付処理			
内部	決議書・決裁資料	—	101	延滞金計算書	すべての税目の延滞金計算過程を掲載した計算書	4.1 延滞金処理			・帳票概要「法人住民税」から「すべての税目」に変更(K市) 【事務局】すべての税目に修正した。
内部	作業帳票	対象者リスト	102	延滞金納付状況リスト	指定した対象者の、確定延滞金額、延滞金納付額を確認できるリスト	4.1 延滞金処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	103	延滞金手動計算対象者リスト	延滞金手動計算対象者のリスト	4.1 延滞金処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	104	延滞金控除対象者リスト	延滞金の控除期間を設定する必要があるか照査へ確認を行うための義務者の一覧	4.1 延滞金処理			
外部	督促	—	105	督促状(納付書)	滞納後、一定期日経過した納税義務者に発送する、納付書を添付した督促状	4.2 督促処理	あり(省令)	第四号様式又は第四号の二様式	・督促状に同封する納付書については、「督促状用」と表記されており、督促状用納付書で納付された場合、徴収簿の納付履歴にその旨が表記される仕様になっています。(F市) 【回答】以下の機能側の記載で、対応可能と想定。2.1.1.「消込用データ」の項目として、中間標準レイアウトの項目に加えて収入日、領収日、納付書種別、共通納税番号が管理できること。 ・マルペイ統一様式に準ずるか(K市) 【回答】納付書はマルペイ様式と同一の項目を具備する想定 ・新規帳票追加:納付書型でない督促状が必要ではないか(機能要件4.2.3)(K市) 【事務局】新規に非納付書型の督促状を作成する。
内部	作業帳票	集計表	106	督促状発送者集計表	地区ごとに、督促状を発送した件数、調定額等を記載した集計表	4.2 督促処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	107	督促状送付履歴一括削除対象者リスト	督促状送付履歴を一括削除した対象者のリスト 督促状を発行したが、発送しなかったもののリスト	4.2 督促処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	108	督促状引抜リスト	督促状を発行したが、発送しないもののリスト	4.2 督促処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	109	督促状引抜除外リスト	督促状を発行したが、発送しないもの以外のリスト	4.2 督促処理			
内部	作業帳票	エラーリスト	110	督促引抜除外エラーリスト	督促引抜から除外した分のリスト	4.2 督促処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	111	督促状発行リスト	督促状を発行したもののリスト	4.2 督促処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	112	共有構成員用督促発行リスト	共有固定資産の共有者宛てに督促を送付したもののリスト	4.2 督促処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	113	督促状未発行リスト	督促の発行を停止し、未発行となったもののリスト	4.2 督促処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	114	督促状調査結果リスト	督促状の状況(返戻、公示等)を、期別ごとに記載されたリスト	4.2 督促処理			
内部	作業帳票	集計表	115	不納欠損集計表	当該年度における、不能欠損となった税目の詳細が記載された集計表	5.1 繰越処理			
内部	作業帳票	集計表	116	滞納繰越人数集計表	税目ごとの、滞納繰越の人数、期別、調定額が記載された集計表	5.1 繰越処理			
内部	調定表	—	117	調定表	調定額(金額修正を含む)、未納額等の集計表	5.2 調定処理			
内部	作業帳票	エラーリスト	118	調定・納付額の不一致リスト	調定額と納付額の不一致リスト	5.2 調定処理			

【対比表・ひな型】標準仕様書(帳票).05\_収納管理

利用区分			No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	機能No.	統一根拠となる様式	根拠法令	第3回WT論点
内/外	大分類	小分類							
内部	作業帳票	対象者リスト	119	延滞金(督促手数料のみ滞納調定リスト)	本税を完納し延滞金(もしくは督促手数料)のみが未納となった調定リスト	5.2. 調定処理			
外部	納付書	—	120	納付書	未納の税を納付するための納付書(再発行)様式のほか、コンビニ納付期限が記載されること。	6.1. 納付書等発行(再発行)	あり(業界標準)あり(省令)	・第五号の十五様式 ・第二十二号の四様式	<p>・そもそもの質問なのですが、当市はMPN対応しているため問題ありませんが、MPN導入の有無にかかわらず納付書の様式はMPN統一様式として定義するという認識でよいでしょうか？(B市)</p> <p>【回答】ご認識のとおり。</p> <p>【事務局】領収書部分については、以下の項目を記載する想定 課税内容(税目、年、年度、期別)口 納付番号口 税額口 延滞金額口 合計金額口 納期口 納税者口 交付日口 収納代行業者名口 指定期限口</p>
外部	納付書	—	121	払込取扱票	郵便局で、未納の税を納付するための取扱票	6.1. 納付書等発行(再発行)	あり(業界標準)		
外部	納付書	—	122	延滞金のみ納付書	延滞金のみ記載される納付書	6.1. 納付書等発行(再発行)			
外部	証明書	法定	123	納税証明書	指定の年度の納税証明事項を記載した書類	6.2. 証明書発行			
外部	証明書	法定	124	継続検査用納税証明書	継続検査に利用可能な納税証明書	6.2. 証明書発行			<p>【事務局】記載の項目提案を基に、出力項目対比表にシートを追加する想定。</p> <p>・必要(C市)</p> <p>・当市ではページでの納税は取扱っていないため、真ん中のページは不要。左のページに日付、市長名、市長印が印字されればよい。真ん中のページに金融機関名、税額、納付方法等が記載されているが、第三者に提示する書類としては適当でないと思われる。左のページに日付、市長名、市長印が印字(右ページのみで継続検査で使用できる)されれば解決される。(B市)</p> <p>・「納税義務者」「専ら番号」「納付済年月日」「証明書有効期限」が証明内容として必要である。(E市)</p> <p>【確認】全構成員において、出力項目対比表上に記載したため、コメントいただきたい。</p> <p>・継続検査用の証明書として必要な情報(「納税義務者」「車両番号」「納付済年月日」「証明書有効期限」)があればよい。(E市)</p> <p>【事務局】出力項目対比表上で検討する。</p> <p>スマホで決済した場合は、納付の確認はスマホでできるので振替済み通知としての内容は必要ないと思われる。(E市)</p> <p>【確認】スマホ決済時は、継続検査用の納税証明書が不要ということか。(E市)</p> <p>【提案】本帳票を一括発行用の帳票とし、新規に再発行用の帳票(汎用紙以外は同内容)を作成する。</p> <p>・現在、スマホ決済した場合、継続検査用の納税証明書が発行されないことをHP上に記載しており、証明書が必要であれば、スマホ決済せずに窓口での納付を案内している。スマホ決済後に証明書が必要な場合は、市の窓口で取得していただいている。今は使用していないが、今後ますます納付手段が多様化されることにより、必要になることも想定される。(E市)</p> <p>【回答】現時点では機能側でスマホ払いに対し、継続検査用納税証明書の発行が記載されているため、発行できるままとする。</p> <p>・任意ハガキタイプだけではなく、システムから出力する(紛失による再発行・納税後すぐの発行など)にも対応が必要(K市)</p> <p>【提案】本帳票を一括発行用の帳票とし、新規に再発行用の帳票(汎用紙以外は同内容)を作成する。</p> <p>・当市において、再発行用の継続検査用納税証明書は改ざん防止の専用用紙に印字している。(E市)</p> <p>【事務局】改ざん防止の専用用紙は、汎用紙と同じサイズ・白紙であれば、汎用紙と同一とする。</p> <p>・出力項目もNO124の内容と異なるため、帳票の要件定義を別作成する必要があると考える。(E市)</p> <p>【確認】出力項目対比表上、他の構成員との、No.124の項目との差異を伺いたい。(E市)</p> <p>・No.124に対応するリストも必要。(K市)</p> <p>【提案】新規に発行リストを作成する。</p> <p>・No.34は口座振替納付のみ使用か、他の納付方法と分ける必要があるか。(K市)</p> <p>【回答】口座振替納付通知書は、口座振替のみを想定。</p>
外部	証明書	法定	125	完納証明書	自治体の滞納税がないことを証明する	6.2. 証明書発行			
外部	証明書	法定	126	酒類販売免許申請用証明書	酒類販売免許を取得するための証明書	6.2. 証明書発行			<p>・「滞納処分を受けたことがない証明」はオプションで問題ないのですが、酒類販売用については、「過去2年以内に滞納処分を受けたことがないこと」および「市税に滞納がないこと」の両方を証明する必要があります。「滞納処分を受けたことがない証明」の様式に「滞納なし」「滞納処分なし」いずれも表記できるのであれば代用できますが、いずれも記載できないのは代用できず、不十分と考えます。また、この証明については、近年申請数が増加しており、事務効率の観点からシステム出力が望ましいです。(H市)</p> <p>【提案】システム外対応とする構成員が多いことから、必須ではなくオプション帳票として復活させる。</p> <p>・機能上、2つの証明内容(監証文)が、一枚の証明にシステム出力できるのであれば、必須として良いと思う。(未納なし判定と、滞納処分無し(期間指定)判定が、同時に出来る機能が必要)(K市)</p> <p>【確認】過去2年以内に滞納処分を受けたことがないことと市税に滞納がないこと、のいずれかが不十分の場合は必須ではないという認識か。(K市)</p>
外部	証明書	法定	新規	滞納処分を受けたことがない証明書	過去に滞納処分を受けたことがないことの証明書	6.2. 証明書発行			<p>・酒類取り扱いのためこの自治体でも使用することが想定されるので必須とした方がよいと考えます。(H市)</p> <p>【確認】機能側において必須定義であり、どの自治体でも使用することが想定されるため、必須機能化する。</p> <p>・必須機能化について賛成します。ただ、当市ではこの証明書を交付するのは、酒類販売用ではなく(理由はNo.126に記載のとおり)、ほとんどが公益財団法人等の認定等の申請の用途です。(I市)</p> <p>・「滞納処分を受けたことがない証明書」は、機能要件ではオプションではないでしょうか？(K市)</p> <p>【回答】全国意見照会を踏まえて、最終的に決定する。</p> <p>・証明内容によって、滞納処分を受けたことがない期間の確認が違うので、この証明を必須化するなら、期間指定の機能が必要だと思います。 (例)酒類販売等・過去2年間、公益法人:過去3年間 (K市)</p> <p>【提案】帳票概要上、期間指定の機能を記載することで、両方の使途を充足する想定</p>
内部	作業帳票	対象者リスト	127	納税証明書発行リスト	納税証明書の発行者リスト	6.2. 証明書発行			
外部	公示送達文書	—	128	公示送達文書	返戻となった文書を公示送達する際文書	7.1. 返戻・公示処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	129	公示送達リスト	納税通知書、督促状の公示送達情報(年度、公示送達日等)を記載したリスト	7.1. 返戻・公示処理			

【対比表・ひな型】標準仕様書(帳票)\_05\_収納管理

利用区分			No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	機能No.	統一根拠となる様式	根拠法令	第3回WT論点
内/外	大分類	小分類							
内部	作業帳票	対象者リスト	130	返戻督促更新リスト	返戻となった督促状、納税義務者、返戻理由等を記載したリスト	7.1. 返戻・公示処理			・還付充当通知の返戻管理は現状できていませんが、本来は必要なものと考えます。(I市)
内部	作業帳票	エラーリスト	131	督促返戻更新エラーリスト	督促返戻の新規登録にエラーが発生したリスト	7.1. 返戻・公示処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	132	督促公示更新リスト	当初公示予定だった返戻督促について、方針が更新されたもののリスト	7.1. 返戻・公示処理			
内部	作業帳票	エラーリスト	133	督促公示更新エラーリスト	督促公示の新規登録にエラーが発生したリスト	7.1. 返戻・公示処理			
内部	作業帳票	対象者リスト	134	督促公示更新除外リスト	当初公示予定だった返戻督促について、方針が更新されたものの以外のリスト	7.1. 返戻・公示処理			
内部	作業帳票	エラーリスト	135	督促公示更新除外エラーリスト	督促公示から除外したエラーが発生したリスト	7.1. 返戻・公示処理			
内部	作業帳票	エラーリスト	136	返戻公示登録エラーリスト	公示送達について、論理エラーが発生したリスト	7.1. 返戻・公示処理			
内部	保管用	—	137	公示送達文書(原簿用)	公示送達の控え	7.1. 返戻・公示処理			
内部	作業帳票	集計表	138	日計表	指定された日付の収入額、収入件数、延滞金等詳細情報の集計表	8.1. 統計資料作成			・EUC可となっているが、日々の消込バッチ処理が行われた時点で自動で帳票が出力されるのが望ましい。(F市) 【提案】帳票概要上に、日々の消込バッチ処理が行われた時点で自動で帳票が出力されるよう追記する。 【提案】EUC×とする
内部	作業帳票	集計表	139	日計集計表	日毎の収入額、充当額等の集計表	8.1. 統計資料作成			
内部	作業帳票	集計表	140	月計表	指定された月の収入額、収入件数、延滞金等詳細情報について、日ごとの詳細を記載した集計表	8.1. 統計資料作成			・EUC可となっていますが、月計表は、月締めバッチ処理を行った際に自動で出力されるのが望ましい。(F市) 【提案】帳票概要上に、月締めバッチ処理を行った際に自動で出力された時点で自動で帳票が出力されるよう追記する。 【提案】EUC×とする
内部	作業帳票	対象者リスト	141	滞納繰越簿	滞納繰越となった対象者情報(氏名、期別等)のリスト	5.1. 繰越処理			
内部	作業帳票	集計表	142	決算繰越総括表	決算の調定額、収入額、次繰越等の集計表 現年、過年、合計のいずれでも出力できること	8.1. 統計資料作成			・EUC可となっていますが、決算内訳書や決算繰越総括表は、決算に関わるバッチ処理を行った際に自動で出力されるのが望ましい。(F市) 【提案】帳票概要上に、決算に関わるバッチ処理を行った際に自動で帳票が出力されるよう追記する。 【提案】EUC×とする ・還付未済額に包含されるのかもしれないが、「過額納額」「還付額」も項目としてあればよい(K市) 【提案】帳票概要上に、「過額納額」「還付額」を追記する。
内部	作業帳票	集計表	143	現年度徴収実績調	現年度の徴収の、調定額、収入額、執行停止額、不納欠損額等を記載した集計表	8.1. 統計資料作成			
内部	作業帳票	集計表	144	収入額集計表	税目ごとに、各期別の収納実績(調定額、収納額、収納率、不納欠損、未納額等)を掲載した集計表	8.1. 統計資料作成			
内部	作業帳票	集計表	145	収入額調	税目ごとに、調定額に対する収入額の詳細(収入、還付未済、収入未済、不納欠損、次年度繰越等)を記載した集計表	8.1. 統計資料作成			
外部	照会文書	—	146	住所照会書	他団体への文書が返戻した際、納税義務者の他団体での住所を照会するための照会書	9.5. その他			
外部	宛名ラベル	—	147	宛名用紙	宛名、カスタマコードが記載された封筒用に、宛先記載のない帳票を送付する際に用いる	9.5. その他			・共通要件1.5.6で定義あり当市も「宛名管理システム」からの出力とした(K市) 【回答】本帳票は汎用紙に宛名のみが記載された帳票を想定している。
外部	お知らせ・案内	—	148	納付方法の確認について	市町村合併等により、納付方法を統一する必要がある場合に納税義務者に通知	9.5. その他			
内部	作業帳票	対象者リスト	149	納付方法確認免送簿	納付方法の確認についての免送リスト	9.5. その他			
内部	決議書・決裁資料	—	150	調査票・判定調書	住民票記載事項についての調査に用いる調査票	9.5. その他			
内部	決議書・決裁資料	—	151	給与預入票	不明	9.5. その他			

【対比表・ひな型】標準仕様書(帳票)\_05\_収納管理

利用区分			No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	機能No.	統一帳票となる様式	根拠法令	第3回WT論点
内/外	大分類	小分類							
内部	作業帳票	集計表	152	前納報奨金集計表	前納報奨金の集計表	9.5. その他			
内部	作業帳票	集計表	153	前納報奨金リスト	前納報奨金の発生した対象者一覧	9.5. その他			
内部	作業帳票	対象者リスト	154	前納リスト	前納報奨金の対象者リスト	9.5. その他			
内部	作業帳票	対象者リスト	155	納税組合登録者リスト	納税組合の登録者リスト	9.5. その他			
内部	作業帳票	対象者リスト	156	納税組合長リスト	納税組合長のリスト	9.5. その他			
内部	作業帳票	対象者リスト	157	納税組合異動用住基異動リスト	納税組合を異動したもののリスト	9.5. その他			
内部	作業帳票	マスターリスト	158	金融機関リスト	金融機関マスタで管理する金融機関情報のリスト	9.5. その他			
内部	作業帳票	対象者リスト	159	金融機関登録異動リスト	金融機関情報(支店名等)が異動となった金融機関のリスト	9.5. その他			
内部	作業帳票	集計表	160	収納伝票リスト	収納伝票の内容を一覧化したリスト	9.5. その他			
内部	作業帳票	対象者リスト	161	特徴伝票作成リスト	特別徴収の伝票を一覧化したリスト	9.5. その他			
内部	作業帳票	エラーリスト	162	不正伝票リスト	エラーとなった伝票のリスト	9.5. その他			

⇒以下の構成員意見を基に、還付充当周りの帳票は、以下のとおり整理する。(第3回WT)

第1回照会(12/11(金)ㄨ切)時点	提案例
・還付通知・口座判明 (No. 77「過誤納金還付通知(口座判明)」)	→ ・還付充当通知
・還付通知・口座未判明 (No. 75「過誤納金還付通知兼口座振込依頼書(口座未判明)」)	
・還付充当通知・口座判明 (現状、分離していない)	
・還付充当通知・口座未判明 (現状、分離していない)	
・充当通知 (No. 69「過誤納金充当通知」)	
・口座振込依頼 (No. 81_還付請求書)	・還付請求書(郵便(口座指定用)) ・還付請求書(窓口)※オプション

【提案例でよい】

- ①当市の帳票はNo. 81のとおり表題は「還付請求書」となっているが、その内容は「還付金振込先口座届出書(又は還付金口座振込依頼書)」的な意味合いが強い。したがって、No. 77(口座判明)の送付対象者に対して「還付請求書」の提出は求めている。  
また、No. 75とNo. 81が別々で出力され、封入時には手作業で両帳票を合わせて封入している。その合わせる手間と合わせ間違いがないかに注意を払っている実態がある。  
結論として、切り取り方式も有効であるがK市の前段の指摘もあり、E市の意見も参照に当市の現状に近い②が実務的と考える。(B市)
- ②提案例で良いと思います。(C市)
- ③「還付請求書を独立させれば、口座判明の有無を分ける必要がなくなる」という事務局意見はその通りだと思います。(I市)
- ④事務局の方針で問題ない。(J市)

【還付請求書を、口座/窓口に分離】

- ①還付請求書については、郵便返送用と窓口請求用の帳票を別に具備することを希望します。  
(理由:市民の記入ミス発生量は帳票レイアウトによりかなり大きく左右される。当市では窓口請求は年間数件程度である。ほとんど発生しない窓口請求のために、郵便返送用様式が分かりにくくなり、郵便返送時の記入ミスが増大するのは避けたい。)(E市)
  - ②還付請求書についてですが、当市では原則口座振込で、窓口での現金還付は行っていません。  
窓口還付もできることを前提とした請求書と、口座振込のみを前提とした請求書(口座振込依頼書)の2種類にわけることができないでしょうか。(F市)
  - ③また、還付請求書について「郵便(口座指定用)／窓口何れも対応可能としたい」となっていますが、要件から「窓口」は外すべきだと考えます。当市では事務軽減等の観点から原則窓口還付を受け付けていません。窓口払いができるような仕様で帳票が作成されてしまうと、当市のように窓口払いを受け付けていない自治体は印字される必要性がないどころか、トラブルのもとになり困るのではないのでしょうか。窓口払い対応はオプションやシステム外対応または別帳票でよいのではないのでしょうか。(I市)
  - ④帳票としては「還付(充当を含む)通知書」「還付請求書(口座指定書・窓口請求書)」の2種類とし、処理内容によって印字内容を設定できるというのが現実的ではないか。(K市)
- 【提案】還付請求書については、口座での還付が一般的であるため、分離したうえで、窓口用はオプション対応とする。

【還付通知/還付充当通知/充当通知 の分離/統合】

- 【分離】
- ①ご提案どおり(No. 75から還付請求部分を削除し、No. 81を残す。)(「還付通知」「還付充当通知」「充当通知」を実装)でよいと思います。(E市)
  - ②別帳票が妥当だと思います。(F市)
- 【統合】
- ③「還付充当通知」があるのであれば、「還付通知」と「充当通知」を分ける必要性は感じません。還付の有無に関わらず同一帳票でまかなえるのではないのでしょうか。(I市)
  - ④帳票としては「還付(充当を含む)通知書」「還付請求書(口座指定書・窓口請求書)」の2種類とし、処理内容によって印字内容を設定できるというのが現実的ではないか。(K市)
  - ⑤そもそも、還付・充当の処理により帳票を使い分けるという認識ではなかった。印字項目を定義するのは良いが、複数の帳票を使い分けるより、入力内容(処理内容)によりタイトル以下印字内容を自動設定した方が効率が良いし、間違いがない。(K市)
- 【回答】還付充当通知を使用して、還付のみ/充当のみの場合印字されないことを想定  
【提案】還付充当通知1枚での対応とする。

【還付請求書の意見】

- ①還付請求書:基本的には請求者が記載する欄を設けるというイメージでよいですか?(K市)  
【回答】ご認識のとおり
- ②その場合は、支出命令書を作成するにあたり、還付の金額も改めて入力する必要があるなら、「還付請求書」に還付の内容を記載していないと不便だと思います。(K市)  
【確認】還付の内容を記載するとは、還付請求書にも還付明細等を記載する趣旨か(K市)
- ③「還付請求書」名称については、協議が必要と考えます。(「口座振込依頼書」とするかどうか)(E市)  
【提案】「口座振込依頼書」に変更する。

【還付充当通知への意見】

- ①「還付充当通知」には振込先口座情報を載せる必要もあります。(I市)
- ②今回照会の方向性が、によっては、N077帳票にある、振込先についての項目をすべて追加する必要があると思います。項目有無や項目名称やについても「還付通知」「充当通知」の両帳票の項目に合わせる形で統一整理していく必要があると思います。(E市)
- ③実装方法の結論が出た後に、項目有無や項目名称について「還付通知」「還付充当通知」「充当通知」3帳票を俯瞰し、統一する必要があると思います。(同じ還付についての内容が「還付通知」には項目があり「還付充当通知」にはないといった矛盾がないように)(E市)  
【事務局】出力項目対比表上で議論

【その他意見】

- ①今まで、還付をするときの事務処理内容の話がかみ合わないと思っていましたが、他の自治体は個別システム(税システム)で還付決議(支出決議)を行い、財務会計システムで支出命令を行っているというのが基本形なんですね?(K市)  
【回答】事務局認識はそのとおり
- ②当市のシステムは、わざわざ財務会計システムを使わなくても、税システムから支出命令書を作成すると同時に、連携するためのデータも同時に作成しています(直接連携ではない)。この方法が特殊で少数派となると、当然標準仕様書には載らないと思いますが、担当者の作業が増えることとなります。各自治体の会計システムとの連携は、標準仕様書の範囲外だと思いますので、その方法は別途考えてよいということが良いでしょうか?(K市)  
【回答】財務会計システムとの連携については、標準仕様書の範囲外なので、自治体ごとに対応いただく

対象者リスト、集計表、エラーリストにおける、EUC代替の棲み分け

#	パターン	対象	EUC代替
1	特定処理の後に自動出力が必要	エラーリスト 対象者リスト（外部帳票発行時）	代替不可（×）
2	特定処理の後に自動出力は不要	集計表 対象者リスト（その他）	代替可（○）
3		2のうち、構成員から代替不可の意見があるもの	代替不可（×）

帳票WT 事前確認回答欄の凡例:比較表

帳票の要否		業務上の要否を回答ください(不要の場合、以降の回答は不要です)
要否判断の理由・備考		(特に必要とした場合)上記回答の理由・用途を回答ください 出力条件などの要望がある場合もこちらへ記載ください
出力方式		出力方式について以下から選択して回答ください  個別 :対象を指定して1件ずつ個別に出力する帳票(主にオンライン処理) 一括 :対象範囲を指定して一括で出力する帳票(主にバッチ処理) 個別/一括 :状況に応じて、個別と一括の両方での出力が必要な帳票
外部帳票のみ	用紙	印字用紙について以下より選択して回答ください (なお、コピー偽造防止用紙は汎用紙として回答ください)  汎用紙 :通常の印刷用紙 専用紙 :専用紙のうち、圧着ハガキ・複写用紙などの特殊な加工がされていない用紙 専用紙(圧着ハガキ) :印刷後、圧着機にて圧着し個人情報部分などを秘匿できる用紙 専用紙(複写用紙) :複写印字に対応した用紙
	専用紙の理由	専用紙を利用している場合はその理由を回答ください  例) 郵送料金の低減化のため圧着ハガキを利用している OCRのため枠などを読み取らないようにしている 見やすさの観点から、定型の文章・枠などはプレプリントしている 大量印刷を効率的に実施するため、連続帳票プリンタを利用している  など
内部帳票のみ	代替の可否	当該帳票について、帳票そのものを出力しない方式を許容できるか回答ください。  可(画面確認可) :システム画面で情報が確認できれば紙やデータの出力は不要 可(EUC可) :EUCでのデータ出力でも問題ない 不可 :帳票として出力する必要があるため不可
	代替可否の理由	(特に「不可」とした場合)上記回答の理由を教えてください
項目定義の要否	要否	項目定義についての業務上の要否を回答ください(不要の場合、以降の回答は不要です) 全項目 :全項目の定義が必要な(パッケージ仕様での運用が許容できない)場合に選択してください 必要に応じて、出力項目(及びレイアウト)の指定を検討します 一部項目 :一部項目の指定が必要な(一部必須項目があり、仕様としての記載が必要な)場合に選択してください  帳票概要、機能要件に出力必須項目を記載します(レイアウトの定義はしない) 不要 :項目の定義は不要(帳票名称等から明示的な項目が印字されていれば、パッケージ帳票での運用が可能)
	要否判断の理由・備考	項目定義が必要な理由を教えてください 上記回答で、“一部項目”を選択した場合は、出力必須項目と項目ごとに業務上の必要性を教えてください